

(別紙)

指定管理者評価基準

- 1 施設の設置目的に基づく運営が図られること。
 - (1) 施設の設置目的に基づいた運営方針が示されており、施設の効用を最大限に発揮するものであるか。
 - (2) 大野市の特徴・住民ニーズを把握し、施設の運営に反映させた提案がされているか。
 - (3) 利用者等の意見を施設運営に反映させる計画内容か。
 - (4) 市内の他施設と積極的に連携し、効果的な運営と事業展開が可能な計画内容か。

- 2 住民ニーズに合わせた事業が実施できること。
 - (1) 市民の平等な利用が確保されること。
 - (2) 利用者の要望の把握、各種活動の情報収集の方法が提案されており、利用者のニーズを反映できる自主事業計画となっているか。
 - (3) 誘客を促進できる自主事業計画となっているか。

- 3 施設の管理運営経費がサービスの向上に充てられたものであること。
 - (1) サービス向上のための具体的な計画や工夫が見られるか。
 - (2) 経費の内容が適正で、執行が可能であるか。
 - (3) 利用者及び利用料金が増加する計画が立てられているか。

- 4 指定期間中、安定した管理運営を行うことのできる実績及び能力を有していると認められること。
 - (1) 指定管理業務を継続するための、活動人数・活動体制が整っているか。
 - (2) 計画に沿った管理を安定して行う人員、資産、経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあるか。
 - (3) 公の施設あるいは一般市民が利用する施設の管理及び運営の実績があるか。
 - (4) 個人情報保護の体制が整っているか、もしくは整えるような計画内容か。
 - (5) 職員の資質向上のための研修が計画されており、積極的な内容か。
 - (6) 防犯、防災、その他事故発生等の危機管理のあり方を理解しており、具体的な対応策が考えられているか。